

PMJ ホープチェスト 自立援助ホーム・子どもシェルター支援金規約

2010年8月1日 制定
2011年7月8日 改正
2011年11月16日改正
2016年7月6日改正
2017年11月15日改正

第1条（目的）

PMJ ホープチェスト自立援助ホーム・子どもシェルター支援金制度(以下「HC」という。)は、児童福祉法第34条の3に規定された「児童自立生活援助事業(自立援助ホームおよび子どもシェルター)」(以下、「ホーム」という。)を利用する子どもの就学、就労、自活を援助するため、支援金(以下「支援金」という。)を給付することを目的とする。

第2条（制度）

- 1 フィリップ モリス ジャパン合同会社（以下、「PMJ」という。）は、HCの運営のため、社会福祉法人カリヨン子どもセンター（以下、「カリヨン」という。）に対し、支援金の総額および事務局費用を寄付する（以下「寄付金」という。）。
- 2 カリヨンは、HC事務局（以下、「事務局」という。）を設置し、HCを運営する。
- 3 事務局は、HCへの参加に同意したホームからの送金依頼を受け、2010年11月以降、前項記載の寄付金の中から、それぞれに支援金を送金する。
- 4 ホームの代表者は、本規約に基づき定められる施行規則にしたがい、支援金給付を求める子どもからの申請を受け、これを審査し給付の可否を決定し、事務局に支援金の送金を依頼して事務局から送金を受け、子どもに対し支援金の給付を行う。

第3条（運営委員会）

- 1 カリヨンは、児童福祉関係者・有識者からなる運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会は、HCの運営を監督し、事務局から報告を受け、制度の趣旨の実現のために、適切な措置をとる。

第4条（支援金給付要件）

- 1 HCへ参加することができるホームの基準は以下のとおりとする。
 - (1) 自立援助ホーム
 - i 都道府県等の事業認可を受けていること。
 - ii 全国自立援助ホーム協議会に加入していること。

- iii HCの趣旨を理解し、PMJに対し参加同意書を提出すること。
 - iv 支援を受けた後、HC事務局に対し、報告書を提出すること。
- (2) 子どもシェルター
- i 児童自立援助事業として、都道府県等の認可を受けていること。
 - ii 子どもシェルター全国ネットワーク会議に加入していること。
 - iii HCの趣旨を理解し、PMJに対し参加同意書を提出すること。
 - iv 支援を受けた後、HC事務局に対し、報告書を提出すること。

第5条（事務局）

- 1 事務局は、ホームからの支援金送金の依頼を受け、金額、送金方法、送金日を決定し、手続きを行う。
- 2 事務局は、HCの運営について、運営委員会に報告をし、意見を求める。

第6条（施行細則）

本規約の施行についての細則は、別途定める。

第7条（改正）

本規約の改廃は、運営委員会の審議を経て行う。

(付則) この規約は、2010年8月1日から施行する。